

令和2年第3回定例教育委員会

令和2年3月30日（月）午前9時30分  
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	月 田 健 二 支 部 英 孝 橋 本 幸 子 林 大 輔 須 田 壽美江	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 学校教育課長 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 スポーツ課長 スポーツ課参事 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	萬 直 樹 伊 藤 忠 信 谷 口 圭 吾 近 藤 澄 人 廣 田 修 行 松 井 正 行 鈴 木 知 幸 佐 藤 友 彦 天 野 保 則 三 浦 洋 遠 藤 毅 史 山 本 則 行 櫛 田 智 幸 兼 平 一 志 嶋 中 健 一
			記録員 傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和2年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応について

2 審議事項

- (1) 令和2年議案第13号  
江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 令和2年議案第14号  
江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について
- (3) 令和2年議案第15号  
江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 令和2年議案第16号  
江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 令和2年議案第17号  
江別市小中学校外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止する規程の制定について
- (6) 令和2年議案第18号  
江別市教育委員会指導主事設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 令和2年議案第19号  
江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 令和2年議案第20号  
江別市少年育成委員の委嘱について

3 その他

- 各課所管事項について
  - (1) 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和2年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

月田教育長

(開会)

ただいまから、令和2年第3回定例教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を、支部委員にお願いいたします。

また、本日の審議事項であります、議案第13号及び議案第14号の2件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑、一括承認を諮る形で進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように確認いたします。

それでは、議事に入ります。

1の報告事項(1)令和2年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。

萬教育部長お願いします。

萬教育部長

令和2年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。

教育委員会関係分は、3月5日に2名の議員から一般質問がありました。

初めに、高橋議員から教員の働き方に関わる問題について3点質問があり、1点目の教員の労働実態の把握についての質問への答弁では、各学校においては、出勤簿や教職員からの事前、事後の申出などにより現認を行い、学校として労働実態を把握していると答えています。

2点目の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴う問題に対する認識についての質問への答弁では、現在は、業務量が特に多い時期に所定労働時間を超えて勤務した場合も、その分を振り替えて休日にできなかったが、変形労働時間制の導入により、所定労働時間を延長でき、延長した分の時間を勤務を要する夏休み期間中などに振り替えられるので、休日が増え、総労働時間の縮減につながるものと認識している。一方、1日の勤務時間が、一時的に延びること等の懸念も承知していると答えています。

3点目の江別市における対応についての質問への答弁では、道では、令和2年度中に必要な条例を制定すると伺っている。市町村でも令和3年度から運用開始するよう道から通知されており、詳細は今後示される予定である。江別市教育委員会では、導入する場合は北海道教育委員会の動向に注視しながら、校長会や教職員の意見を聴くなど対応していくと答えています。

次に干場議員から、校務支援システムの導入について4点質問があり、1点目の校務支援システムの導入による効率化についての質問への答弁では、道教委では、教員の勤務地にかかわらず統一されたシステム導入を道内市町村に進めており、石狩管内では、江別市以外は全ての公立小中学校で導入済みである。

市教委では、校務支援システムは、校務の効率化により教職員が児童生徒と向き合う時間が確保され、児童生徒への指導の充実等、教育の質的向上につながるものと認識していると答えています。

2点目の江別市個人情報保護条例との関係性についての質問への答弁では、校務支援システム導入は、江別市個人情報保護審査会に諮問した上で進めていくと答えています。

3点目の学校保健に係る個人情報の保護についての質問への答弁では、市教委では、江別市小中学校長会や関係教職員の意見を聴いた上で、校務支援システムにおける学校保健に関する情報の取扱いについて検討していくと答えています。

4点目の導入に向けた保護者への説明等についての質問への答弁では、市教委では、保護者説明などについて、江別市PTA連合会や校長会と相談しながら対応していくと答えています。

これに対し、干場議員から保護者から開示を求められた際、その対応についての教育委員会としての考えについて再質問があり、答弁では、市教委ではこれまでと同様に、開示、非開示の判断も含め、個人情報保護条例に基づき適切に対応していくと答えています。

以上です。

<p>月田教育長</p> <p>伊藤教育部次長</p>	<p>ただいま報告のありました、令和2年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応についての報告を求めます。</p> <p>伊藤教育部次長お願いします。</p> <p>報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応についてご説明いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しましては、2月の定例教育委員会において市立小中学校関係者の感染についてご報告しておりますが、その後においても、国内での感染者数が増加している状況にあります。江別市教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国の基本方針や北海道知事による緊急事態宣言などを踏まえ、北海道や札幌市と歩調を合わせて、次のとおり対応しておりますので報告いたします。</p> <p>1番目として、小中学校における対応についてご説明いたします。</p> <p>まず(1)一斉休校であります、2月27日から3月25日まで、市内の小中学校全校を一斉臨時休校としております。</p> <p>次に(2)分散登校であります、米印にありますように、子供の生活・学習習慣に対する不安解消と、児童生徒の健康状態や学習状況等を把握するために実施しました。実施期間は、3月11日から3月25日までの間に、2回から3回実施しております。</p> <p>また、実施に当たっては、学年ごとに通学日や通学時間を指定し、1回1時間程度の登校としております。</p> <p>次に(3)卒業式であります、3月13日に中学校、3月19日に小学校で実施しております。実施に当たっては、子供たちの健康や安全を考え、感染リスクに備えた対応を取っております。具体的には、当日の出席者は卒業生と教職員のみとしたり、式典の内容についても短縮し、1時間程度で終了したりするようにしております。</p> <p>次に、2番目の社会教育施設等における臨時休館についてご説明いたします。</p> <p>(1)の臨時休館対象施設は、資料に記載の施設であります。(2)の臨時休館期間は、3月5日から3月31日までであります。休館中は業務を行っておりませんが、米印にありますように、情報図書館は、休館中でも一部で対応しております。情報図書館での業務内容は、本館と市民交流施設ぷらっとにおいて、インターネットと電話で予約があった図書等の貸出を3月20日から実施しております。</p> <p>次に、3番目の今後の対応についてであります。</p> <p>(1)の小中学校についての対応は、春休み明けから通常どおり再開します。入学式については、卒業式と同様の扱いとなります。ただし、小学校の入学式には保護者の参加を可能とします。</p> <p>(2)の社会教育施設の再開についてであります、4月1日から各公民館、情報図書館、郷土資料館、セラミックアートセンター、北海道林木育種場旧庁舎を再開します。また、各体育館及び青年センターは4月6日まで休館を延長し、4月7日の再開とします。</p> <p>なお、再開に当たっては、施設管理者として十分に感染予防対策を取ってまいります。</p> <p>また、学校では児童生徒に対し、社会教育施設では利用者に対し、それぞれ感染予防の注意喚起を行った上で再開いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>月田教育長 ただいま報告のありました、新型コロナウイルス感染症に関する教育委員会の対応について質問等がございましたらお受けします。</p> <p>須田委員 分散登校について伺います。</p> <p>もう少し、具体的に詳しい様子が分かれば、教えていただけますか。</p> <p>廣田学校教育課長 分散登校についてですが、市立小中学校全校が3月25日まで臨時休校になり、26日から引き続き春休みに入ります。その間、全く学校に登校しないということになりましたので、各校修了式前までに2回から3回程度、一度に全校の児童生徒が登校するのではな</p>
-----------------------------	---

<p>月田教育長 林委員</p>	<p>く、学年ごとに人数を調整するなどの方法で登校させる形を取っています。 登校日には、休校期間中の自宅での過ごし方についての指導や、授業がないので家庭学習のプリントを配付するなど、各校において実施したという状況です。 ほかに質問等はございますか。 入学式がなくなるということで、小学校は保護者の参加が可能ということで安全に行っていたかと思うのですが、人数の制限などは設けるのでしょうか。</p>
<p>廣田学校教育 課長</p>	<p>本日、北海道教育委員会から通知が届いたところですので、これから江別市教育委員会の対応を検討するところですが、通知の中では、入学式は卒業式と同様の扱いということです。ただし、小学校については、児童の発達の段階を考慮し、保護者の参加を可能とするという内容の通知になっていますので、このあと、市教委として人数制限も含めて決定し、学校に通知していきたいと考えております。</p>
<p>月田教育長 須田委員 廣田学校教育 課長</p>	<p>教室が満杯にならないような形を取らなければならないと思っています。 ほかに質問等はございますか。 学校の再開後には、マスク着用などの決まりは設けるのでしょうか。 道教委の通知を確認した上での対応になるのですが、基本的には手洗いやせきエチケットを徹底するとともに、校内では、飛まつを飛ばさないため、マスクを着用することとされています。しかしながら、今、市場にはマスクが流通していないということと、手作りで作ろうにも、材料が品薄になっているという状況です。 こういった点も考慮しながら、道教委の通知を確認した上で、市教委としての対応を考えていきたいと思えます。</p>
<p>月田教育長 支部委員</p>	<p>ほかに質問等はございますか。 体育館や青年センターは、4月6日まで休館を延長していますが、その後の延長も有り得るのでしょうか。</p>
<p>三浦スポーツ 課長</p>	<p>体育館と青年センターについては、3月31日までの休館をしておりますが、4月1日から6日まで延長した理由は、6日までの間に小中学生や高校生が、体育館などにたくさん来てしまう可能性があるからです。そこで、小中学校の入学式と始業式が7日ですので、そこに合わせて開館するというにしました。</p>
<p>月田教育長 橋本委員</p>	<p>現在の予定では、7日からの開館となりますが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、再延長ということも考えなければならないと思っています。 ほかに質問等はございますか。 学校の中に陽性となった方が発生した場合は、すぐに臨時休校になると考えてよろしいのでしょうか。</p>
<p>廣田学校教育 課長 橋本委員</p>	<p>感染者が出た場合は、直ちに臨時休校とするのではなく、インフルエンザ等の感染症と同じ位置付けで考え、感染状況を見て拡大傾向にあるようでしたら、保健所などの関係機関の助言もいただきながら、臨時休校等も含めて対応していくことになると思えます。 そうすると、各クラスの2割の子供が陽性にならない限り、休校や学級閉鎖にはしないということでしょうか。</p>
<p>廣田学校教育 課長</p>	<p>インフルエンザと全く同じということではなく、新型コロナウイルスについては、全国的に感染拡大防止という中で動いていますので、1人陽性となったからと言って、直ちに臨時休校とはなりません。その後は、感染者が増えてくるようであれば、その状況を見ながら臨時休校を含めて対応したいと考えています。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>まず、り患した方は、学校を休んでいただくことにはなりますが、濃厚接触者も休んでいただくかもしれません。場合によっては、学級閉鎖もあるということです。更に増えた場合は、学校自体をお休みにするということがあるのだらうと考えています。 1人陽性になったからと言って、長い間、学校自体を休みにするという事は、今のところ考えていないということです。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>ほかに質問等はございますか。 関連で伺います。 うろ覚えなのですが、濃厚接触者となるかどうかの基準に、マスクをしていたかどうかということがあったような気がします。国が、全国の児童生徒全員に布製のマスクを配布すると言っていますが、学校再開までに届くとは思えないので、そのマスクが届くまでの</p>

<p>萬教育部長</p>	<p>間、市販のマスクを購入できず、着用できない子供たちに、代替のものを使うと言うか、何らかの形で工夫をするなどの準備はできているのでしょうか。</p> <p>道教委から市教委に通知が届いたところですので、今後、各学校にどのような対応をすべきかの方針を決定し、通知する段階にあります。今は、現時点でご説明できる範囲でお話しさせていただいております。</p> <p>道教委から示されている文書では、市販のマスクが手に入りづらい状況が続いていることから、保護者の皆さんには、家庭やPTA活動等の中で、手作りマスクを作っていただくよう協力を求めています。しかし、この協力を全ての児童生徒の保護者等に徹底できるかどうかという問題があると考えています。</p> <p>もう一つ、机の上に常にハンカチなどを置いておき、せきエチケットを徹底できるように児童生徒に指導するという例示もごさいます。布製のマスクを全ての学校に配布するという報道もごさいますが、実際にどのような形でいつ届くのかということも示されておられませんし、それを待っているわけにもいきませんので、どういった対応が取れるのかについては、できるだけ早く学校に示すことができるよう検討したいと考えています。</p> <p>いずれにしても、感染が拡大しない最善の策を考えていきたいと思います。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>新聞等を見ていますと、大学生が1時間半の講義の中で、自分の顔を触る回数の平均が二十数回という話がありました。特に、目を触る人が多いようです。</p> <p>この間の分散登校の中でも、低学年の子供たちは、マスクをしてきても、最初はきちんと付けているのですが、ほとんどの子供たちは顎に引っ掛けていたり、耳に掛けるゴムで遊んでいたりして、きちんと付けていないということがありました。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本当にマスクをするのがいいのかどうかという問題もあり、今後、十分検討しなければならないと思っています。いろいろと大きな問題はあるとは思いますが、一応、道教委からは、マスクをできるだけ着用するようということですので、これから内部でも検討して、各学校にも通知等を出していきたいと考えています。</p> <p>ほかに質問等はごさいますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p>
<p>近藤総務課長</p>	<p>審議事項(1)令和2年議案第13号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について及び(2)令和2年議案第14号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p> <p>議案第13号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第14号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、一括してご説明いたします。</p> <p>令和2年4月1日付け人事異動の内示がありましたが、組織変更に伴い、生涯学習課にコミュニティセンター、公民館、市民文化ホール及びスポーツ施設の長寿命化計画に関すること、そして北海道林木育種場旧庁舎の利活用に関することを担当する参事が新設されることから、所要の改正を行うものであります。</p> <p>初めに、議案第13号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてであります。2の改正規則につきましては、2ページに記載のとおりであり、規則の施行期日は、令和2年4月1日としております。</p> <p>3ページは、新旧対照表であり、ページの左側は改正前、右側は改正後であり、下線のある部分が、改正箇所を示しております。</p> <p>次に、議案第14号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてであります。2の改正規程につきましては、2ページに記載のとおりであり、規程の施行期日は、議案第13号と同じく令和2年4月1日としております。</p> <p>3ページは新旧対照表であり、ページの左側は改正前、右側は改正後であり、下線のある部分が改正箇所を示しております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくごさいいたします。</p>

月田教育長 林委員	<p>ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>北海道林木育種場旧庁舎の活用についてという事務を所管する職が、新たに加わるということで理解していますが、今後、どのような活用を想定されているのかについて、今の段階で分かっていることがあればお聞かせいただきたいと思います。</p>
天野生涯学習課長	<p>北海道林木育種場旧庁舎につきましては、保存を目的に取得したもので、平成13年の取得後から自治会の会合や休憩所などに利用しています。市議会での議論の中で、より有効な活用を図るべきということで検討を進め、公募をしたところではありますが、正式な応募には至っていないところであります。</p> <p>現状としては、民間による活用を検討する中で、市役所に庁内会議を設けて議論しているところであり、令和3年度中に再公募の道筋を付けることを見据えて、参事職の設置に至ったものです。当初は、大勢の方に利用してもらう目的で取得したのですが、保存という目的で有効活用していただければ、活用の選択肢は限定する必要はないということで議論が進められているところです。</p>
月田教育長	<p>林委員から質疑がありましたが、私も事務分掌の(3)の北海道林木育種場旧庁舎の利活用に関することが特に重要になるのではないかと考えています。</p>
近藤総務課長	<p>ほかに質問等がございますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、令和2年議案第13号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び令和2年議案第14号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(3) 令和2年議案第15号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p> <p>審議事項(3) 議案第15号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この法律の規定を引用している本規則の条項ずれについて、所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正規則につきましては、2ページに記載のとおりであり、規則の施行期日は、令和2年4月1日とするものであります。</p> <p>3ページは新旧対照表であり、ページの左側が改正前、右側が改正後であり、下線のある部分が改正箇所を示しております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
月田教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
廣田学校教育課長	<p>それでは、令和2年議案第15号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(4) 令和2年議案第16号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>廣田学校教育課長お願いします。</p> <p>審議事項(4) 議案第16号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由であります。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、令和2年4月1日から適用される公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確</p>

	<p>保を図るために講ずべき措置に関する指針において、市町村教育委員会が、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を規則で定める必要があると定められていることから、所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正規則につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。詳しくは新旧対照表に基づき説明いたしますので、4ページをご覧ください。ページの左側が改正前、右側が改正後であります。</p> <p>主な改正内容であります。新しく教育職員の業務量の適正な管理等について定めた第37条の中で、在校等時間の上限を1か月について45時間、1年について360時間と定めております。</p> <p>また、3ページにあります附則の中で、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
月田教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。(質疑なし)</p> <p>それでは、令和2年議案第16号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
廣田学校教育課長	<p>次に、(5) 令和2年議案第17号 江別市小中学校外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止する規程の制定についての説明を求めます。</p> <p>廣田学校教育課長お願いします。</p> <p>審議事項(5) 議案第17号 江別市小中学校外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止する規程の制定についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>1の廃止理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設され、特別職の非常勤職員であります外国語指導助手は、令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行することになります。</p> <p>このため、外国語指導助手については、江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び同条例に基づく規則等が適用されることから、現行の江別市小中学校外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止するものであります。</p> <p>2の廃止規程につきましては、2ページに記載のとおりであります。</p> <p>また附則の中で、この訓令は、令和2年4月1日から施行することとしております。</p>
月田教育長	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。(質疑なし)</p> <p>それでは、令和2年議案第17号 江別市小中学校外国語指導助手の任用等に関する規程を廃止する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
廣田学校教育課長	<p>次に、(6) 令和2年議案第18号 江別市教育委員会指導主事設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>廣田学校教育課長お願いします。</p> <p>審議事項(6) 議案第18号 江別市教育委員会指導主事設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設され、一般職の非常勤職員であります指導主事は、令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行することになります。</p> <p>このため、指導主事に係る報酬その他の勤務条件については、江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び同条例に基づく規則等が適用されることから、所要の改正を行うものであります。</p>

<p>月田教育長</p>	<p>2の改正規則につきましては、2ページに記載のとおりであります。  詳しくは新旧対照表に基づき説明いたしますので、3ページをご覧ください。  ページの左側が改正前、右側が改正後であります。</p> <p>主な改正内容であります。任期について定めた第4条を削除し、新たに報酬、勤務時間、休暇等の取扱いは、江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例、江別市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則その他の法令に定めるところによるとしております。</p> <p>また、2ページにあります附則の中で、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。  ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。  (質疑なし)</p> <p>それでは、令和2年議案第18号 江別市教育委員会指導主事設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。  (一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>天野生涯学習課長</p>	<p>次に、(7) 令和2年議案第19号 江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>天野生涯学習課長お願いします。</p> <p>私から、議案第19号 江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設され、一般職の非常勤職員であります社会教育指導員は、令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行することとなります。</p> <p>このため、社会教育指導員に係る報酬その他の勤務条件については、江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び同条例に基づく規則等が適用されることから、所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正規則につきましては、2ページに記載のとおりであります。  詳しくは新旧対照表に基づき説明いたしますので、3ページをご覧ください。  ページの左側が改正前、右側が改正後であります。</p> <p>主な改正内容であります。任期、解任について定めた第5条、第6条を削除し、新たに第6条で報酬、勤務時間、休暇等の取扱いは、江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例、江別市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則その他の法令に定めるところによるとしております。</p> <p>また、2ページにあります附則の中で、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。  ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。  (質疑なし)</p> <p>それでは、令和2年議案第19号 江別市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。  (一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>月田教育長</p> <p>松井教育支援課長</p>	<p>次に、(8) 令和2年議案第20号 江別市少年育成委員の委嘱についての説明を求めます。</p> <p>松井教育支援課長お願いします。</p> <p>議案第20号 江別市少年育成委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>少年の非行防止等のための街頭巡回指導に当たる江別市少年育成委員を2年間の任期で委嘱しているところでありますが、本年3月31日で任期が満了することから、江別市少年指導センター規則第3条の規定により、新委員の選考事務を進めてきました。</p> <p>今回委嘱しようとする委員は、議案の候補者名簿に記載のとおり計25名で、任期は令</p>

月田教育長	<p>和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>私から伺いますが、少年育成委員に年齢制限はないのですよね。</p> <p>年齢制限はございません。</p>
<p>松井教育支援課長</p> <p>月田教育長</p> <p>松井教育支援課長</p>	<p>年齢制限はないということですが、委員の数もだんだん減ってきているのでしょうか。</p> <p>これまでは31名でしたが、今回の任命で25名となります。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、令和2年議案第20号 江別市少年育成委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。</p> <p>(1) 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p>
近藤総務課長	<p>各課所管事項(1) 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>江別市学校運営委員会委員につきましては、昨年4月26日から令和3年3月31日までの任期で委嘱しておりますが、本年4月の教職員の人事異動等によりまして、委員の一部が変更となりますことから、その後任となる委員の委嘱について、次回の定例教育委員会におきまして、ご審議をいただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
月田教育長	<p>本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願ひます。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p>
近藤総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、今ほど各課所管事項としてご説明しました江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についてなどを予定しております。</p> <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月27日月曜日午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
月田教育長	<p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は4月27日月曜日午後2時からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午前10時21分

署名人（教育長） 月 田 健 二

署 名 人 支 部 英 孝